7）本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。
8）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
9）本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

2　指名されるために必要な要件
1）入札参加者に要求される資格
⑴　入札に参加しようとする者は、下記に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ）中国地方整備局における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
［1］　資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㋐　親会社と子会社の関係にある場合
㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
［2］　人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
［3］　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記［1］又は［2］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　総合評価落札方式に関する事項
1）落札者を決定するための基準　入札参加者は、価格及び技術資料（評価テーマに対する技術提案、実施方針・実施フロー・工程表・その他）をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負又は委託契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
②　上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。
③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
なお、当該調査に協力しない場合等は、指名停止措置を講ずる場合がある。
④　予定価格が1,000万円を越える場合に限り、本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令第86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を求める場合がある。
⑤　予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務の場合において、落札者となるべき者の入札価格が中国地方整備局が定める品質確保基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査と同等の調査を行うものとする。
2）総合評価の方法
⑴　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点
⑵　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）
なお、価格評価点の配分点は30点とする。
価格評価点の計算において、予定価格と入札価格の単位は万円とし、求められる値は小数第４桁（５位切り捨て）とする。
入札価格が予定価格を超えた場合は、無効とする。
⑶　技術評価点の算出方法　技術資料の内容に応じ、下記①、②、③、の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。
①　実施方針など
②　技術提案の履行確実性
③　評価テーマに対する技術提案
技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。ただし、②については予定価格が500万円以上の業務の場合にのみ適用し、②を適用しない場合、（②の評価に基づく履行確実性度）＝１として技術提案評価点を算出する。
技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）
技術評価の得点合計＝（技術提案評価点）×（②評価に基づく履行確実度）
技術提案評価点＝（①に係る評価点）＋（③に係る評価点）
技術評価点の計算において、求められる値は小数第４桁（５位切り捨て）とする。
⑷　総合評価は、入札者の申し込みに係る上記⑵により得られた価格評価点と上記⑶により得られた技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。
⑸　詳細は入札説明書による。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒736―0082 広島県広島市安芸区船越南二丁目８番１号　中国地方整備局中国技術事務所総務課経理係　電話082―822―2340　ＦＡＸ082―823―1402
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はＦＡＸによる入手申し込みは認めない。
交付期間：平成26年２月19日から平成26年４月４日までのうち、休日を除く毎日の９時30分から17時30分までとする。
入手方法：電子入札システムで入手可能。（電子入札施設管理センターアドレス：http://www.e-bisc.go.jp/tender.html）